

2019年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成について
(全日本トラック協会)

1. **対象事業者** 会費未納がない会員事業者とする。
2. **助成対象機器** 2019年4月1日～2020年3月13日までに新規で導入した、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続し使用可能な車載用冷暖房機器で、次の(1)～(2)に掲げるもの。
 - (1) エアヒータ
 - (2) 車載バッテリー式冷房装置※別紙、助成対象機器一覧を参照。
3. **申請受付期間** 2019年6月3日～2020年3月13日
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. **申請方法** 「2019年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成実績報告書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1) アイドリングストップ支援機器導入一覧表
 - (2) 機器購入に係る請求書及び請求明細書の写し(機器単価の記載があるもの)
※リースの場合は、機器単価の記載がある見積書の写し
 - (3) 機器購入に係る支払いを証明する書類の写し(領収書・インターネットバンキング等)
※リースの場合は、リース契約書の写し
※割賦の場合は、割賦販売契約書の写し
5. **助成金額** 機器の価格(消費税を除く)の1/2として、上限6万円。
※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては交付しない。
6. **その他** 機器の処分制限期間は6年とする。